

公文書公開制度についての取扱い方針

教育研究審議会及び公立大学法人化前の評議会の議事録及び審議資料は、原則として公開する。ただし、個人が識別されるもの等、公開されることにより評議会の公正かつ円滑な運営が著しく損なわれると認められるものについては、教育研究審議会の議決により公開しないことができる。